第14章　　水防報告等

第14章　　水防報告等

第１節　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

1　天候の状況並びに警戒中の水位観測表
2　水防活動をした河川名及びその箇所
3　警戒出動及び解散命令の時刻
4　消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
5　水防作業の状況
6　堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
7　使用資材の種類及びに数量並びに消耗量及び員数
8　水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
9　応援の状況
10　居住者出勤の状況
11　警察関係の援助の状況
12　現場指導の官公署氏名
13　立退きの状況及びそれを指示した理由
14　水防関係者の死傷
15　殊勲者及びその功績
16　殊勲消防団とその功績
17　今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第２節　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動状況報告書（水防計画書様式関係参照）により、水防活動実施後2日以内に所轄建設事務所長を経由して県水防本部に報告するものとする。